

# 【書類作成上の注意事項および Q&A】2026 年 1 月 29 日作成

## 書類作成上の注意事項

- ・制度施行細則は HP に掲載されているものに準拠してください。
- ・指導（責任）医の署名は必ず「**自筆**」でお願いします。印刷はお認めできません。
- ・人類遺伝学会もしくは遺伝カウンセリング学会の年会費振込証明書類（ATM の「ご利用明細票」やネットバンキングの支払履歴等）を紛失した場合には、ご自身で学会のホームページからマイページに入り、「会員メニュー」→「請求入金情報閲覧」にて入金履歴のページをプリントアウトして同封してください。本年度年会費の請求連絡がまだ来ていない場合は、前年度の年会費の振込証明書類で問題ございません。例：2025 年度の年会費の請求連絡がまだ来ていない場合は、2024 年度の年会費の振込証明書類を同封してください。

人類遺伝学会マイページは[こちら](#)

遺伝カウンセリング学会マイページは[こちら](#)

- ・**症例は研修開始以降のものに限ります。**研修開始前の症例が含まれていた場合には対象外とします。

（細則第 8 条第 4 項より抜粋）3 年間以上の研修期間中に専攻医が担当もしくは陪席した 20 症例の要約およびそのうちの 5 症例についての詳記とする。ただし、症例は認定試験の出願から遡って過去 5 年間の症例に限る。

→例えば 2025 年 4 月に出願（受験申請）する場合は、研修開始以降かつ、2020 年 4 月以降の症例である必要があります。

→20 症例は周産期、小児期、成人期、腫瘍の全ての領域を含み、各領域の症例数は少なくとも 3 症例が必要。詳記の 5 症例には周産期、小児期、成人期、腫瘍の各領域を含むこと。が必要です。

- ・**学術集会参加や研修会参加は、研修開始から受験申請書類作成時までに参加したものに限ります。**

（細則第 4 条より抜粋）3 年間以上の研修期間中に少なくとも 2 回は日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会に出席しなくてはならない。

研修施設以外の施設に在籍する専攻医は（細則第 6 条）も必ずご確認ください。

- ・**論文・発表は、研修開始前、医師になってからの論文・発表も申請可能です（細則第 8 条ご参照）。**

- ・第 5 条第 2 項と第 6 条第 4 項の運用について受験申請予定者より問い合わせがありましたので、定義を明確化しました。「各領域の症例数が不足する場合には不足している当該領域 1 症例をロールプレイの同領域受講 1 回に代えることができる。ただしロールプレイの事例は 20 症例、5 例詳記に加えることはできません。20 症例、5 例詳記はあくまで受

験申請者自身がカウンセリングを担当もしくは陪席したことが必須要件です。」

## Q&A

Q. 「ロールプレイの同領域受講1回で補填することができる」のは「何の症例数」ですか？

A. ロールプレイ（以下 RP）で補填することができるのは、領域が不足している症例数です。

20症例にRP症例を含めることはできません。

20症例+RPの症例で4領域×3症例の条件を満たしていただくようにお願いいたします。

極端な例を挙げると、自身が担当もしくは陪席した症例が

周産期9例

小児期9例

成人期1例

腫瘍1例

の場合、

4領域×3症例の条件が満たせない状況です。

そのため、

成人期2例

腫瘍2例

をRPを受講することで補填いたします。

最終的に申請時にご提出いただくのは下記です。

20症例として、

周産期9例

小児期9例

成人期1例

腫瘍1例

4領域×3症例の補填として、

ロールプレイ4回（成人期2例・腫瘍2例）

→この（成人期2例・腫瘍2例）は20症例に含めることはできませんので、20症例とは別に、ロールプレイの参加証明書などを添付いただくことになります。

**Q.** [様式 1-2-7] 20 症例にどういった症例を含めてよいのか判断ができません。事務局にて判断いただくことは可能でしょうか？

**A.** 事務局では判断ができません。どの症例を 20 症例に含めるかは指導責任医（指導医）の先生とよくご相談ください。どの施設で、どの先生の下で陪席したかどうかによって 20 症例に含めてよいかが変わることはございません。しっかりと研修がなされていることが重要です。[症例リスト 記入例 \(PDF\)](#) に「各領域で経験が推奨される代表的な疾患」の例が記載されていますので参考にしてください。

**Q.** [様式 1-2-7] 20 症例のリストと [様式 1-2-8] 症例詳記に署名をいただくのは「受験申請時点での研修している施設の指導医」でしょうか？それとも「症例を実際に行なった施設の指導医」でしょうか？

**A.** 「受験申請時点での研修している施設の指導医」に署名をいただいてください。これまで専攻医が行ってきた研修について以前の指導医から申し送りを受けて、総合的に研修を行なったことを受験申請時点での研修している施設の指導医が認めて申請ということになります。

**Q.** ロールプレイ実習は GCRP 研修会と指定されているようですが、他のセミナーで得られた RP 単位は全くカウントされないということでしょうか？

**A.** はい。現在の細則に基づき、GCRP 研修会のロールプレイのみがカウント可能です。その他のロールプレイ回数はカウント不可です。

**Q.** GCRP 研修会のロールプレイですが、1 回参加した際にカウントできるロールプレイ回数は何回でしょうか？

**A.** 2 回です。GCRP 研修会に 1 回参加すると、2 症例のロールプレイを実践します。そのため、ロールプレイ回数としては「2 回」です。

**Q.** [様式 1-2-6] 論文リストですが、遺伝医学に関する学会発表を 4 回行ったことで条件を満たすでしょうか？また、学会発表も研修期間外のものを含んでよいでしょうか？

**A.** 業績の条件を満たします。下記細則もご参照ください。学会発表も研修期間外のものを含めることが可能です。尚、どういった論文（発表）が申請対象となるのかについては、症例同様、指導責任医（指導医）の先生とよくご相談ください。

第 8 条 規則第 3 条第 3 項に定める学術活動の評価のために必要とする書類は、研修期間中に発表したものだけではなく、研修期間外に発表したものを含め、遺伝医学に関する原著論文（症例報告を含む）または総説 2 編以上のリストとする。ただし、臨床遺伝に関する学会発表を 2 回行った場合には、論文 1 編とみなす。論文、学会発表とともに共著者、共同演者を含む。

**Q.** [様式 1-2-6] 論文リストですが、現在、アクセプトされたものの未出版の論文があります。この論文は証明書などがあれば論文リストに含めることは可能でしょうか？

**A.** アクセプトの証明書類（例：編集委員会からの通知メール等）があれば含めることができます。

**Q.** 症例に関する学会発表をして、その発表内容を症例報告（原著論文）にしたもののがございます。その場合、論文 1 編、学会発表 1 回とカウントしてもいいのでしょうか？

**A.** 指導責任医（指導医）の先生にご判断いただいてください。

**Q.** 本年 3 月で研修開始から 3 年となり、本年度の試験の受験資格を得られます。申請書類を準備しているのですが、4 月 1 日から他の施設に移動する予定です。受験申請書の勤務地は現在研修を行なっている施設を記入するのと新勤務地とするのとどちらがよいでしょうか？

**A.** 事務局から受験者に対して郵送などを行う場合もございますので、最新の勤務地（異動先）を記載くださいませ。

**Q.** 認定研修施設で 2 年間、認定研修施設以外の施設で 1 年間の研修を行いました。

[様式 1-2-4] 認定研修施設に在籍する医師用

[様式 1-2-5] 認定研修施設以外の施設に在籍する医師用

研修内容を上記のどちらに記載すればよろしいでしょうか？両方でしょうか？

**A.** [様式 1-2-4] 認定研修施設に在籍する医師用 に記載ください。

[様式 1-2-4] には、認定研修施設以外で行った研修の記載欄もございます。そのため、認定研修施設以外の施設で研修した 1 年間の内容は、その欄に記載ください。

認定研修施設のみで研修を行った場合は、[様式 1-2-4]に記載ください。

認定研修施設、認定研修施設以外の施設の両方で研修を行った場合も、[様式 1-2-4]に記載ください。

認定研修施設以外の施設のみで研修を行った場合は、[様式 1-2-5]に記載ください。

**Q.** 私は 2018 年 4 月に研修開始登録をしております。様々な事情があり 2021 年～2023 年に受験申請をすることができませんでした。2024 年に受験申請をすることは可能でしょうか？再度の研修開始登録が必要でしょうか？

**A.** [様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願をホームページ（下記 URL）からダウンロードし、ご作成いただき、受験申請をする際に受験申請書類と一緒にご提出くださいませ。

[様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願は 1 部のみご提出いただければ問題ございません。

<https://www.jbmg.jp/documents/>

延長願の内容を担当委員会にて確認し、問題がなければ、2024年も受験可能となります。再度の研修開始登録は不要です。

先生は2018年4月に研修開始登録をされており、初回受験可能年は3年後の2021年となります。初回受験可能年を含めて、3年間（先生の場合は2021年～2023年）は延長願の提出無しで受験申請が可能です。3年間を過ぎた後に受験申請する場合は、[様式6-2]認定試験受験資格期間延長願を受験申請書類と一緒にご提出ください。

**Q.** 3回連続で不合格（筆記試験・実技試験いずれも不合格）になっております。今後再受験する場合、回数の上限や期限はありますか？また、申請書類は、症例詳記など全て新しい症例にする必要がありますか？

**A.** 特に回数に関しての規定はございません。4回目の受験申請の際は、[様式6-2]認定試験受験資格期間延長願をホームページ（下記URL）からダウンロードし、ご作成いただき、受験申請書類と一緒にご提出くださいませ。

<https://www.jbmg.jp/documents/>

延長の理由は「その他の特殊な事情のため」としていただき、認定試験の不合格。といった理由を記載ください。

申請書類ですが、症例書類を含む、すべての書類をご提出いただく必要がございます。症例は受験から5年以内である必要があります。2024年4月に受験申請いただく場合は、2019年4月～2024年3月の症例を提出していただく必要があります。

**Q.** 今回、実技試験の再受験をする予定です。申請書類は、症例詳記など全て新しい症例にする必要がありますか？また、提出不要な書類はございますか？

**A.** 実技試験の再受験の場合、症例書類は必須ですが、論文リストなど1部提出が不要な書類がございます。提出書類についてはホームページを御覧ください。症例は受験から5年以内である必要があります。2025年4月に受験申請いただく場合は、2020年4月～2025年3月の症例を提出していただく必要があります。

**Q.** 今回、筆記試験の再受験をする予定です。提出不要な書類はございますか？

**A.** 筆記試験の再受験の場合は、[様式1-2-4]～[様式1-2-8]のご提出が不要となります。提出書類についてはホームページを御覧ください。